

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和5年12月27日

水曜日

号外

目次

訓令	
○富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	1

~~~~~

訓令

~~~~~

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和5年12月27日

富山県知事 新田 八朗

富山県訓令第10号

経営管理部
出納局
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第4項まで」を「第6項まで」に改める。

第3号様式の3(1)中

過少申告 加算金	不足税 額分	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円
	超える 額分					
	小計	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円
不申告 加算金	不足税 額分	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円
	超える 額分					
	小計	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円	兆十億百万 千 円

を

過少申告 加算金	不足税額分		兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/	兆	十億	百万	千	円
	超える額分																	
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円							
不申告 加算金	不足税額分											/	兆	十億	百万	千	円	
	50万円超の部分に係る上乗せ分																	
	300万円超の部分に係る上乗せ分																	
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円							

に改める。

第3号様式の3(2)中

過少申告 加算金	不足税額分	/	/	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/	兆	十億	百万	千	円
	超える額分																		
	小計			兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円						
不申告 加算金	不足税額分	/	/									/	兆	十億	百万	千	円		
	超える額分																		
	小計			兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万			千	円				

を

過少申告 加算金	不足税額分		兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/	兆	十億	百万	千	円
	超える額分																	
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円							
不申告 加算金	不足税額分											/	兆	十億	百万	千	円	
	50万円超の部分に係る上乗せ分																	
	300万円超の部分に係る上乗せ分																	
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円							

に改める。

第3号様式の3(3)中

過少申告 加算金	不足税額分	/	/	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/	兆	十億	百万	千	円
	超える額分																		
	小計			兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円						
不申告 加算金	不足税額分	/	/									/	兆	十億	百万	千	円		
	超える額分																		
	小計			兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万			千	円				

を

過少申告 加算金	不足税額分		兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	/			
	超える額分															
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑥0		兆	十億	百万
不申告 加算金	不足税額分												/			
	50万円超の部分に係る上乗せ分															
	300万円超の部分に係る上乗せ分															
	小計	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	⑥1		兆	十億	百万

に改める。

第3号様式の4の2(1)中

区 分		この ^{更正} 決定による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不申告加算金				
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

を

区 分		この ^{更正} 決定による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不申告 加算金	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
	小計			
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

に改める。

第3号様式の4の2(2)中

県 税 事 務 所

商品の種類	
-------	--

を

商品の種類	
-------	--

に、

不申告加算金額算出の 基礎となつた申告税額 ①	円
不申告加算金の率 ②	/ 100
不申告加算金 ①×②	円

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不 申 告 加 算 金	不足金額分			
	50万円超の部分に 係る上乗せ分			
	300万円超の部分 に係る上乗せ分			
不申告加算金計		円		

に改める。

第3号様式の4の5(1)中

区 分	この ^{更正} _{決定} による加算金額		
	基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分		
	超える額分		
	小計		
不申告加算金			
重加算金			
加算金合計額 (=②)			

を

区 分		この更正による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不 申 告 加 算 金	不足金額分			
	50万円超の 部分に係る 上乗せ分			
	300万円超 の部分に係 る上乗せ分			
	小計			
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

に改める。

第3号様式の4の5(2)中

県 税 事 務 所	
商 品 の 種 類	

を

商 品 の 種 類	
-----------	--

に、

不申告加算金額算出の 基礎となつた申告税額 ①		円
不申告加算金の率 ②	/ 100	
不申告加算金 ①×②		円

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不 申 告 加	不 足 金 額 分			
	50万円超の部分に 係る上乗せ分			

算金	300万円超の部分に係る上乗せ分			
不申告加算金計		円		

に改める。

第3号様式の4の7(1)中

区 分		この ^{更正} _{決定} による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不申告加算金				
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

を

区 分		この ^{更正} _{決定} による加算金額		
		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
過少申告 加算金	不足金額分			
	超える額分			
	小計			
不申告 加算金	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
	小計			
重加算金				
加算金合計額 (=②)				

に改める。

第3号様式の4の7(2)中

県 税 事 務 所	
商 品 の 種 類	

を

商 品 の 種 類	
-----------	--

に、

不申告加算金額算出の基礎となつた申告税額①	円
不申告加算金の率②	/ 100
不申告加算金①×②	円

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不申告加算金	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
不申告加算金計		円		

に改める。

第3号様式の7(2)中

		基礎となる額	率	加算金額	計 ⑱
加算金	不申告加算金	円		円	円
	過少申告加算金	円		円	
	重加算金	円		円	
合計 (⑰+⑱)					円

を

		基礎とする税額	率	加算金額	計 ⑱
過少申告加算金	不足税額分	円	%	円	円
	超える額分	円	%	円	
不申告加算金	不足税額分	円	%	円	
	50万円超の部分に係る上乗せ分	円	%	円	
	300万円超の部分に係る上乗せ分	円	%	円	
重加算金		円	%	円	
合計 (⑰+⑱)					円

に改める。

第3号様式の8(2)中

不申告加算金算出の基礎となった申告税額	円	加算金の率	%
不申告加算金額	円		

を

		基礎とする税額	率	加算金額
不申告加算金	不足金額分	円	%	円
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
不申告加算金額計		円		

に改める。

第3号様式の8(3)付表中

加算金	区分	加算金算出の基礎となる税額	率	加算金額
	過少申告加算金 ⑨	円	%	円
	不申告加算金 ⑩			
	重加算金 ⑪			
	合計 (⑨+⑩+⑪)			

を

		基礎とする税額	率	加算金額
過少申告加算金⑨	不足金額分	円	%	円
	超える額分			
不申告加算金⑩	不足金額分			
	50万円超の部分に係る上乗せ分			
	300万円超の部分に係る上乗せ分			
重加算金 ⑪				
合計 (⑨+⑩+⑪)				

に改める。

第3号様式の9の3(1)中「合衆国」を「合衆国軍隊等」に改める。

第3号様式の9の3(2)中

不申告加算金算出の基礎 となつた申告税額	円	加算金の率	%
不申告加算金額	円		

を

		基礎とする税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)
不 申 告 加 算 金	不足金額分			
	50万円超の部分に係 る上乗せ分			
	300万円超の部分に 係る上乗せ分			
不申告加算金額計		円		

に改める。

第3号様式の9の6中

加 算 金 額	過少申告加算金	円	— 100	円
		円	— 100	円
	不申告加算金	円	— 100	円
	重加算金	円	— 100	円

を

加 算 金 額	過 少 申 告 加 算 金	不足税額分	円	— 100	円
		超える額分	円	— 100	円
	不 申 告 加	不足税額分	円	— 100	円
		50万円超の 部分に係る 上乗せ分	円	— 100	円

算金	300万円超の部分に係る上乗せ分	円	100	円
重加算金		円	100	円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)